

令和 7 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 30 |

令和 7 年 1 0 月 2 0 日 (月曜日)

経済企業委員会会議録

令和7年10月20日 月曜日

午前10時00分開議

午後 0時21分閉議（実時間139分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第77号・令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第80号・契約の締結について（林道鎌瀬支線災害復旧工事（R2 7月災2号・3号））
1. 議案第81号・契約の締結について（東陽スポーツセンター空調設備改修機械設備工事）
1. 議案第88号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正について
1. 議案第90号・フードワークスやつしろ条例の制定について
1. 議案第91号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について
1. 議案第72号・令和6年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 議案第73号・令和6年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について
1. 陳情第10号・八代市食肉センター跡地における「資料展示館（仮称）」の建設について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
 - ・水道事業に関する諸問題の調査（食肉センター跡地抵当権設定登記抹消登記手続請求事件について）

○本日の会議に出席した者

委員長 谷口 徹 君
副委員長 友枝 和也 君
委員 小川 貴史 君
委員 北園 武広 君
委員 高山 正夫 君
委員 成松 由紀夫 君
委員 山本 幸廣 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

経済文化交流部長 濱田 浩介 君
経済文化交流部次長 田島 功一郎 君
経済文化交流部次長 緒方 浩 君
ふるさと納税推進室長 篠原 秀和 君
農林水産部長 豊田 浩史 君
農林水産部次長 村井 幸治 君
農林水産政策課長 西村 新吾 君
農業振興課長 野田 良晴 君
総務企画部
坂本支所災害復旧課長補佐兼
第二災害復旧係長 灰本 孝志 君
泉支所長 松本 康祐 君
泉支所地域振興課長 岩田 剛 君
財務部
契約検査課長 宮川 芳行 君
建設部
営繕課長 五十嵐 誠 君
部局外
理事兼水道局長 吉永 哲也 君

○記録担当書記 小谷 匠 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(谷口 徹君) それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)

○委員長(谷口 徹君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第6款・商工費について、経済文化交流部から説明をお願いします。

○経済文化交流部長(濱田浩介君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 経済文化交流部の濱田でございます。

それでは、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、経済文化交流部所管分につきまして、田島次長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○経済文化交流部次長(田島功一郎君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 経済文化交流部の田島でございます。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、経済企業委員会付託分のうち、経済文化交流部関係について説明いたします。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

歳出の款6・商工費、項1・商工費で補正額1億8957万円を増額し、補正後の額を2億4450万2000円としております。

次に、15ページをお願いいたします。

款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費で補正額1億8957万円を増額し、補正後の額を18億7645万7000円としております。

説明欄のフードワークスやつしろ整備事業は、八代市東陽地域福祉保健センターを活用し、加工品の開発、地域の雇用を創出するための施設整備に要する経費を補正するものでございます。

内容としましては、東陽地域福祉保健センターの改修工事及び調理室の備品購入費として合わせて1億8288万1000円、PRのための販促ツール製作費639万7000円、出資金25万円などを予定いたしております。

こちらの施設は指定管理を導入予定としておりまして、また、加工販売で得た収益につきましてもまちづくりに再投資し、地域発展の好循環を生み出す仕組みづくりを構築してまいります。

特定財源といたしまして、補助率2分の1の国庫支出金9463万9000円、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金9493万1000円を予定いたしております。

なお、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定いたしております。

次に、18ページをお願いします。

上段の広域交流センターさかもと館(道の駅)整備事業(豪雨災害)は、令和2年7月豪雨で被災いたしました道の駅坂本の再整備に要する経費9億475万円の債務負担行為を設定予定といたしております。

こちらの施設は令和9年7月の供用開始を目標といたしておりまして、令和8年4月から工事に着工する必要があります。そのため、本年度中に工事請負業者選定のための入札を行い、仮契約の締結後、来年3月定例会において契約締結の承認を得る必要があることから、今回、債務負担行為を設定するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議の程、よろしくお願いたします。

○委員長（谷口 徹君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、担当部から説明があったんですけども、商工費の（15）のフードワークスやつしろで説明がありました。最後の繰越明許費の中で、繰り越したその理由についてもう少し詳しく説明をしていただきたいと同時に、指定管理者の候補者の選定を進めているという状況でありますので、そこらについてどのような候補者等を考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○ふるさと納税推進室長（篠原秀和君） ふるさと納税推進室長の篠原といいます。よろしくお願いたします。

最初に、繰越しの内容ですけども、現在の八代市東陽地域福祉保健センターの調理室の改修が主な改修にはなるんですけども、キュービクルとかそういった電気の部分も取り替える必要があるというところで、そういった工事の関係で、この定例会で予算が承認されて以降、入札をして、それから工事に入っていくということで、工事期間が半年ぐらいいは見込まれるものですから、それで繰越しを行うことになっているというところでございます。

あと、指定管理に関しては、一応、今回うちがモデルにしているのが茨城県境町さんの取組をモデルにしているんですけども、そこが町と町が出資する地域公社——株式会社なんですけど、地域公社を設立して、そこに運営委託をされている、運営委託とか指定管理を導入して指定管理をされているというところがあるので、今回、予算が承認されれば八代市も出資する形で地域公社——株式会社を1つ設立して、そこも含めて指定管理に公募をかけて、ほかのところも含めて審査をした上で、それで選定された

ところに運営を委託したいというふうに考えております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 後から詳細に個人的にお伺いしたいと思います。要は補正に組んできたんですよね。計画性をもう少し持ってほしいというのが私の意見です。これは国の補助事業を含めた中ですから、大体は計画性がなかないかんわけですよね。繰越しをすると、理由分かりましたけれども、やはり国庫の交付の中で事業を進めていくわけですから、もう少し計画性を持って、年度内に完了できるようにしてください。

○委員長（谷口 徹君） 意見としてでよろしいですかね。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（谷口 徹君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） 以上で歳出の第6款・商工費について終了します。

執行部入替えのため少々お待ちください。

（執行部 入替え）

○委員長（谷口 徹君） 次に、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明お願いたします。

○農林水産部長（豊田浩史君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部、豊田でございます。

それでは、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、村井農林水産部次長より説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○農林水産部次長（村井幸治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部の村井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、着座にて御説明させていただきます。

それでは、一般会計補正予算書に基づき説明をいたします。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費、項1・農業費全体で補正額694万9000円を計上し、補正後の額を29億6998万4000円とするものでございます。

また、款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費では補正額1億1724万5000円を計上し、補正後の額を9億7430万円とするものでございます。

次に、少しページが飛びまして15ページをお願いいたします。

上段の款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費では補正額694万9000円を計上し、補正後の額を4億5819万1000円としております。

内容につきましては、右側説明欄に記載してあります事業で、まず、新規就農者育成総合対策事業ですが、これは、経営が不安定な経営開始直後の認定新規就農者に対して年間150万円、最長3年間の経営開始資金を交付し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るもので、2名の新規就農者にそれぞれ半年分の75万円の合計150万円を交付するものでございます。

なお、特定財源としまして全額県支出金を予定しております。

次のいぐさ・昼表生産体制強化支援対策事業ですが、これは、イグサ産地の生産体制を強化し、産地の維持を図るため、イグサ専用機械の

導入及び機能強化等を支援するもので、農業者6名が行います7台の織機のオーバーホールに加え、QRコード紙用停止装置、バンド式自動目付装置、2本芯チキリ装置等の機能強化に対して、総事業費1090万3200円の2分の1以内に当たる544万9000円を補助するものでございます。

なお、特定財源としまして全額県支出金を予定しております。

次に、17ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目1・林道施設災害復旧費では補正額1億1724万5000円を計上し、補正後の額を6億6075万5000円とするものでございます。

令和4年台風14号による復旧中に、令和6年9月豪雨により再度被災しました泉支所管内の林道久連子椎原線においては、これまでは被災箇所の上部山腹において県の治山事業が行われており、復旧事業の着手ができない状況でございました。このたび、本年12月中に県事業が完了見込みとなったことから、本市が実施するのり面復旧工事を早期に発注し完了することにより、久連子地区の唯一の生活道路である県道の迂回道路としての機能を復活させるとともに、森林整備作業の効率化を図るものでございます。

なお、特定財源として県支出金1億1508万円、市債170万円を予定しております。

また、年度内に終了することが難しいことから、併せて全額繰越明許費を設定しております。

資料として位置図、状況写真等を添付しておりますので御確認ください。

以上で、議案第76号・一般会計補正予算第7号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長（谷口 徹君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありません

か。

○委員（北園武広君） 新規就農者育成総合対策事業の要件、内容の要件等を前回伺ったときに49歳以下を対象という話だったですけども、その辺の具体的にちょっと内容を教えていただければ。

○農林水産政策課長（西村新吾君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産政策課の西村です。よろしくお願いいたします。

御質問の今回の事業の概要でございますが、まず、経営開始資金の概要というところで、今回新たに農業を始める方が経営の安定を図るために受けられる支援でございます。

対象者といたしましては49歳以下の認定新規就農者、交付金額といたしましては年間150万円となっております。これを最長3年間支援していくということになります。

主な交付要件といたしましては、まず、青年等就農計画、これは市のほうで求める計画でございますが、これの認定を受けていることと、原則、前年の世帯所得が600万円以下であることというところがございます。

資金の財源につきましては、先ほど村井次長が説明しましたとおり、国による支援が100%ということになっております。

市の役割といたしましては、サポート体制を整備いたしまして、サポートの計画を策定し、支援していくというところでございます。

以上でございます。

○委員（北園武広君） 対象の年齢を49歳というふうに決められた。新規就農であっても年配になってから農業やってみたいなというところが出てくる可能性はあると思うんですけども、その基準は国か何かの基準か何かあるんでしょうか。

○農林水産政策課長（西村新吾君） お答えします。

この基準については国のほうで示されておりますので、それに沿って対応しているというところでございます。

以上でございます。

○委員（北園武広君） 分かりました。承知しました。

○委員長（谷口 徹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、これより採決いたします。

議案第76号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（谷口 徹君） 次に、議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、歳出の第5款・農林水産業費について、農林水産部から説明をお願いします。

○農林水産部長（豊田浩史君） 議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算第8号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、村井農林水産部次長より説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林水産部次長（村井幸治君） 引き続きまして、よろしくお願いいたします。農林水産部、

村井でございます。

それでは、議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、御説明させていただきます。

着座にて御説明してよろしいでしょうか。

○委員長（谷口 徹君） はい。

○農林水産部次長（村井幸治君） 本議案におきます補正予算につきましては、令和7年8月大雨で被災した農業者の早期の営農再開を図る目的で計上したものでございますが、予算の審議に入ります前に少しお時間をいただきまして、本市の農林水産業に係る被害の概要について御説明したいと思います。

今回の8月大雨では、農地の約9割が冠水したことでトマトなどの施設野菜や露地野菜の苗の流失、枯死、収穫・生育への影響が懸念されるとともに、イグサについても、織機などの専用機械、保管していたイグサ原草、畳表が水没するなど、基幹産業である農業にも大きな打撃を受けました。また、農地や水路、農道等の農業用施設、林道においても土砂流入による埋設や崩壊など甚大な被害が発生しており、農林水産業全体で約39億6000万円の被害となっております。

配付しております資料のほうを御覧ください。

2ページをお願いします。

まず、農作物関係の被害ですが、これは、被害状況の大まかな分布図となります。

3ページは農作物の被害の詳細でございます。トマトは市内全域で冠水による苗の流出や枯死が報告されており、被害は282件、約3億8700万円となっております。イチゴは千丁町を中心に、昭和、松高地区などで冠水による苗の流出や枯死が報告されており、被害は26件、約1億6200万円となっております。イグサは千丁町を中心に、鏡町、松高、郡築、金剛地区などで、イグサ原草191トン、畳表577

4枚の冠水被害が報告されております。ショウガは東陽町で土砂の流入、崖崩れなどによる作物の流出が報告されており、50件、約3700万円の被害となっております。そのほか、ブロッコリー、キャベツ、トルコギキョウの苗の冠水による枯死、アスパラガス、ナス、オクラなどの本田の冠水による枯死、晩白柚の果実の落下などが報告されており、総額で約6億5400万円の農作物被害となっております。

また、機械、施設等の冠水被害では、主なものを申し上げますと、トラクターが41台、約1億200万円、トマト、イチゴなどの施設園芸で使用されるハウスの暖房機が252台、約2億5000万円、イグサにつきましては、織機が328台、約8億8200万円のほか、乾燥機、選別機などあらゆる専用機械が冠水被害を受けており、880台、約13億3100万円の被害となっております。農業用機械合計で約19億200万円の被害が報告されております。

4から6ページにかけましては被害状況の写真となります。御確認下さい。

7ページは農地及び農業用施設の被害状況になります。東陽町、泉町の中山間部を中心に、農地の土砂流入による埋没85か所、4億5200万円、用水路・排水路の土砂埋没・閉塞、合わせて115か所、3億6800万円、農道の崩土、路肩崩壊等、48か所、1億8000万円、頭首工の提体や護岸の破損、2か所、2億円、合計で250か所、12億円の被害となっております。

8ページと9ページは林道における被害状況でございますが、8ページは路面決壊等で被害が大きく補助災害工事等で対応するもので、泉町の林道大堀線等7路線、16か所、1億4100万円の被害となっております。

9ページは土砂流出等で被害が小規模であり修繕にて対応する災害で、泉町を中心に25路線、67か所、1970万円の被害となってお

ります。

以上が令和7年8月大雨による本市の農林水産業における被害の概要となりますが、今後、早急の復旧を図ってまいります。

それでは、一般会計補正予算書に基づき予算の御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費、項1・農業費全体で補正額15億8700万6000円を計上し、補正後の額を45億5699万円とするものでございます。

次に、少しページが飛びまして11ページをお願いいたします。

上段の款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費では補正額15億8700万6000円を計上し、補正後の額を20億4519万7000円としております。

内容につきましては、右側説明欄に記載しております事業で、まず、1段目の農業用機械・施設等復旧支援事業（8月大雨）ですが、補正額13億3022万1000円を計上しております。これは、令和7年8月大雨により、農業生産に必要な農業機械・施設に甚大な被害が生じていることから、国の農地利用効率化等支援交付金事業及び県の令和7年8月大雨営農再開支援事業を活用して、被災した担い手の速やかな営農再開に必要な修繕・再取得等の費用の支援を図るもので、地域計画の目標地図に位置づけられた農業者に対して、国3割、県2割、市2割の計7割を補助し、50万円以上が対象となります。

ただし、イ業専用機械の再取得、製造中止の一部のイ業専用機械の修繕につきましては、国、県、市各々3割ずつの計9割となっております。ここで、製造中止の一部のイ業専用機械と申しますのは、ハーベスタ、移植機、苗処理機、選別機、結束機、苗掘取機、加湿器のことでございます。

なお、特定財源としまして県支出金9億393万1000円を予定しております。

2段目の大雨被害対策資金利子補給事業（8月大雨）ですが、これは、令和7年8月大雨の影響を受けた被災農業者が今後の経営に支障を来さないよう無利子貸付制度を創設し、5年間の無利子化を図るための利子補給を行うもので、54万3000円を計上しております。

内容としては、利子に対して県5割、市2割、融資機関3割の負担割合で実質無利子となっており、貸付限度額が1000万円となっております。

なお、特定財源としまして、県支出金38万7000円を予定しております。

3段目のイ業機械復旧支援事業（8月大雨）は、上段の農業用機械・施設等復旧支援事業の対象とならないイ業専用機械の50万円未満の修繕に係る経費の3分の2以内を補助するもので、2106万6000円を計上しております。

4段目の早期営農再開支援事業（8月大雨）は、市内の広範囲で野菜苗の浸水等甚大な被害が発生しましたことから、国の産地緊急支援対策及び県の令和7年大雨営農再開支援事業を活用し、被害を受けた農業者へ資材の調達や栽培環境整備に係る経費の一部を補助することにより早期の営農再開を図るもので、事業費1億7799万円を計上しております。

内訳としまして、まず、生産資材調達に係る支援として、種子・種苗等の消費財の調達に対して費用の7割——国5割、市2割の補助を行うもので、1億983万9000円を計上しております。次に、栽培環境整備に係る支援として、被災から生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入経費や土壌診断に係る掛かり増し経費の7割——国5割、市2割の補助金4567万5000円及び被災に伴い新たに必要となった作物残渣の撤去費用に対して10アール当たり1500円と、保管中の作物

残渣等の撤去に対する1日1人当たり5500円の補助金、合わせて2247万6000円を計上しております。

なお、特定財源としまして県支出金1億3355万7000円を予定しております。

最下段の肥料・農薬等廃棄物処分事業（8月大雨）は、令和7年8月大雨により浸水し使用できなくなった肥料・農薬等について、国の災害等廃棄物処理事業補助金を活用し市が処分を実施するもので、処分業務委託費5718万6000円を計上しております。

本事業を実施することで、農業者の肥料や農薬等の速やかな廃棄を促し、早期の営農再開を図るものでございます。

なお、特定財源としまして事業費の2分の1に当たる国庫支出金2859万3000円を予定しております。

以上で、議案第92号・一般会計補正予算第8号中、農林水産部関係分の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口 徹君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（高山正夫君） 支援事業関係なんですけど、これに係る広報の、例えば、各被害者に対する周知、それと申請期間というのがあるかと思えますけども、その辺りはどうなってますでしょうか。

○農林水産部長（豊田浩史君） まず、1番目の農業用機械・施設等復旧支援事業につきましては、対象者が地域計画に位置づけられた担い手ということで位置づけられております。

八代市では3300名ほどの農業者を地域の担い手と位置づけておりますので、ほぼほぼ農業者全てが対象となっております。そこにダイレクトメールにて周知しております。あわせて、市の@Infocanal、あと公式LINEなどそういったものを活用しまして、プ

ッシュ型で、農業者の全てに行き渡るように周知しております。

なお、受付につきましては、それぞれの事業の受付はございますが、事前に、大変申し訳ございませんが、委員の皆様方に私のほうからお知らせしておりましたとおり、議会提案前に受け付ける必要がありましたので、早期営農再開支援事業につきましては皆様に資料を添付しながら今後検討してまいりますということでお知らせを凶ったところでございますが、もう既に受付を先週末で終了しております。早期営農再開支援事業につきましてははですね。

また今後、今月終わり頃でしたか、すいません、正確な日程は分かりませんが、農業用機械・施設等事業のほう、一番上の、そちらのほうも受付を開始していく予定としてます。

詳細については担当のほうで、把握していると思いますので。

○農林水産政策課長（西村新吾君） 農林水産政策課、西村です。

今、部長のほうで申しあげました機械・施設関係の事業に係ります申請の受付の日程でございますが、これは明日21日から金曜日24日までの4日間を、今、予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口 徹君） 高山委員、よろしいでしょうか。

○委員（高山正夫君） はい。

○委員長（谷口 徹君） ほかがございませんか。

○委員（成松由紀夫君） スピード感持って、執行部が対応していただいた部分で生産者の方も非常に、友枝委員筆頭に喜んでおられるような話も聞いてはおるんですけども、その周知——プッシュ型もいいんですが、たまに聞いてないというような話が以前あったりもしてたので、精いっぱい広げて、農業者に分かるように周知は努めておられるのは理解するものの、や

っぱりしっかり伝わるような周知と、あと、受付期間が、例えば50万円以上が(1) 農業用機械・施設等復旧支援事業で、50万円未満は(3) 業機械復旧支援事業というようなイメージで手厚くされているんだけど、対象期間は少し、あしたから24日までがまず第1弾であればいいんだけど、今、ほら、車でもそうなんですよね。使っとなって、ちゃんと走るとるけん故障しとらんで思ってたけど、ある日突然止まりました、それは原因は水に浸かっとなったけんみたいなこともあるじゃないですか。だから、農業者も動いてればうちんとは大丈夫ばいって思ってたんだけど、後からやはり支障が出てきたというときに対応してあげるような、そういった方法は、多分、賢明な農林水産部の皆さんですから分かってはおられると思うんですが、そういったところの対象期間の設定とか、第2弾、第3弾も含めて、今後どのようなことが考えられるのか。答弁を、よければ。

○農林水産政策課長(西村新吾君) 御質問の今後の受付等の日程、スケジュール関係ですけれども、実はこの機械・施設関係の補助のスケジュールにつきましては、第1回目の申請の受付等はもう終了しております。

今回、うちのほうが進めておりますのが2回目になっております。これが明日から受付を開始いたしまして、11月5日が県のほうに提出する形になります。それを受けて、ヒアリング等を行って、認定、採択というところに持っていくわけですけれども、先ほど申し上げられましたとおり、後々また被害が出てきたという場合についてはまた3回目というところも考えられると思いますけれども、今、国のほうではまだ明確にそこはうたわれておりませんので、今のところこの2回目ですまは網羅して対応していければなというところで考えております。

以上でございます。

○委員(成松由紀夫君) そういう次の問題と

いうことが出てきたときには、またしっかり対応していただいて、やっぱ激甚災害指定、1週間ぐらいで農林水産関係分というのは石破総理であつたり森山幹事長の八代への最後の贈物かなというふうにも思うので、そういったところもしっかり頭に入れながら、生産者側に、やはり次の農業再生に挑めるような状況をつくってあげるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長(谷口 徹君) 意見でよろしいですね。

○委員(成松由紀夫君) はい。

○委員長(谷口 徹君) ほかにございませんか。

○委員(山本幸廣君) 説明が終わった中で、今回の補正の中で大変職員の方々も当初から、やはり現場に入られて、これは税の職員も一緒だったんですけども、本当担当職員、素早かったなというのをまず第一印象でした。

今回、補正が上がってきた中で、一番大事なのは、やはり今、質問がありましたけれども、最終的に、その当時はもう現場がパニックしとるもんですから、なかなか農業機械なり浸水した中でですね、把握をできなかつた。それと、罹災証明含めてどこに行ったらいいのかということで大変苦勞なされた中でもですね、やはり担当の職員というのは一生懸命切々に説明していただいた中で、1回目はスムーズにいったと思うんですけど、2回目、先ほどは1回目で、3回目、これはですね、まだまだ漏れておられる方がおられるかおられないか、どのような把握をするかということ、ちょっとそれだけお聞かせください。

完璧に被害がなくなり、特に農業機械関係ですよ、うちは担当部ですからね、そこに対して完璧に完了すると、被害状況が終わるというのはどこら辺りで線引きをされますかということだけ。考え方で結構ですから。

○農林水産部長（豊田浩史君） イグサの機械につきましては、全てのイグサ生産農家、213件だったと思います、その方々に全てアンケートをお送りしましてから回答いただいておりますので、ほぼ把握できていると思っております。（委員成松由紀夫君「イグサについては」と呼ぶ）

今回、もうイグサが何より一番不透明な部分がありましたので、そこは絶対やらなければならないというところでやっております。

あと、施設園芸と露地野菜関係、その他の野菜ですね。今後、特にトマト関係はボイラーをたくのがもう来月辺りからになります。このときに初めて、あつつかなくなったというようなことがないように、啓発はしていかなきゃなりませんので、JAの園芸部、それとあと各出荷取扱業者の方々に相談しましてから、そういう不具合があったら早めにお知らせくださいということ周知してまいらなければならないかなと。できればこの受付期間にというようなことで、そういったところで幅広く対応しなければならないかなと思っております。

○委員（山本幸廣君） 部長がもうそこまで考えておられるというのは、私はそこまでしていただきたいと思うんですよ。ちょうど米の収穫が今、真っ最中で、これで米の乾燥機が故障したと。いろいろ農業機械が故障して、なかなかこの申請に間に合わなかったと。2回目、1回目ですよ。そういう中で農家からの大変なお願い事もたくさんあったんですけども、それはもう農家の方々が直接2階の窓口行ってから申請しなさいよという指導をした経緯があるものですから、そういう中では3回目というのは、今言われたようにかなり出てくると思うんですよ。完了するまでにはどのような、はっきり言って周知徹底したらいいのかということですね、これはそうお願いをしておきますが、まずは② いぐさ専用機械この問題が一番ですね、私は今、

心配をしております。

補助率が9割ということ、9割という補助率の中で、いろんな臆測があって、その生産農家の方々が心配した、トマト農家の方々が心配した、何年前かありましたよね。これ御存じでしょう。9割補助で、誰が補助は、あそこにお金は世話したのかと。いろんな方から、政治家なのか、誰なのかと、いろいろと言ってからいろいろと生産者の方々も心配された。世話した人も、トマトハウスのリースの中でね、9割の補助、これほどどここの代議士さんだったら、誰だったのか、大変なやっぱり苦慮なされた思い出がいっぱいありますからですね、こちら辺りの9割補助についてはもうぜひとも完璧に、いろんな問題が出ないような補助事業の中での本当にすばらしい補助であったということですね、9割、それに該当しなかった人たち、該当された方々、物すごく差があるわけですよ。だから、その地域感情、地域の中でのいろんな人間関係が悪くなったり、もううちやったらもう人間関係を悪くなってですね、今でも行き来しない。そういう経緯にならないように、9割補助というのは、しっかりした位置づけの中で、はっきり言って進めたいなと、そのように思いますが、豊田部長もその当時の関係だと思しますので、何か御意見があれば。

○農林水産部長（豊田浩史君） やはり9割となりますと、いろんな臆測が出てくるのは、当時、いろいろありました。

でも、今回、機械の修理でございますので、はっきり修理費というのが分かると思っていますので、そこで50万円。

私が一番心配するのは50万円いくらかいかないかで対応が変わってきますので、万一50万円修理費がいかなかった方については、この

(3) い業機械の部分で10分の7ではございますが、せめてそこはケアしなければならないのかなと、イグサに関してはですね、そこは強

く思っているところでございますので、できるだけ、9割にいかれるほうが一番我々もよろしいんですけども、後々のことを考えましてもどうしてもという方はこちらを利用していただきたいということで、丁寧に説明しながら御理解いただけるようにしていきたいと思っております。

○委員（山本幸廣君） 部長が言われたとおりなんです。その50万円以上、引っかけなかった人はもう本当、(3)に行かないかん。引っかけた人はもう本当によかったなということで、そこら辺りのですね、どうしてもそこら辺りのはざまのところの説明を、いい説明をしなければですね、納得のできるような説明をしてください。これはお願いをしておきます。

もう一つよろしいですか。今回の予算の中で、最終的に執行はいつ頃からするんですか。これ、予算執行は。もう待っておられるわけ、農家の方々はね。執行は。

○農林水産部長（豊田浩史君） 執行は、最終的には国の交付決定が来てからということになりますが、もう事前に修理されてる方はもうどんどんそれは修理されて構いません。その見積りなり領収書なりあればそれを積算してまいりますので、そこは交付が来るまで待ちなさいということは一切ございませんので、そこは事前に農家の方にも周知はしているところではございます。

○委員（山本幸廣君） 分かりました。それも徹底しとってください。

○委員長（谷口 徹君） よろしいでしょうか。

○委員（友枝和也君） 肥料・農薬等廃棄物処分事業ですけど、ここの日程とか場所とかはまだ、今、協議中なんですかね。ある程度分かれば。

○農業振興課長（野田良晴君） 農業振興課、野田です。よろしくお祈りします。

委員お尋ねの肥料・農薬等廃棄物処分事業で

すけども、時期は、先ほどからもあつてます、周知の時間をちょっと取りたいと考えておりますので、周知と準備ですね、各農家さんに廃棄の準備もしていただかないということもありますので、恐らく11月下旬から12月に入るんじゃないかと考えております。

場所につきましては、これ、業者さんに委託をしますので、ちょっと契約等の都合もありますので、この場での回答はちょっと控えさせていただきますと思います。

以上です。

○委員長（谷口 徹君） よろしいですか。

○委員（友枝和也君） はい。

○委員長（谷口 徹君） ほかにございませんか。

○委員（小川貴史君） 農業をされてる方の支援の相談窓口というのは、この市役所の2階にある総合の窓口でも大丈夫なんでしょうか。

○農林水産政策課長（西村新吾君） 支援の総合窓口でございますが、今、2階のほうで、市役所のほうで設置はしております。ただ、内容的にやっぱ専門的になりますものですから、そこに1度窓口にいらっしゃった方につきましては、また4階の農林水産政策課もしくは農業振興課、あとは水産林務課等のほうに御案内するという形で、ちょっとお手間はかけるんですけども、もうダイレクトに一応御相談を受けるところで体制を取っております。

以上でございます。

○委員長（谷口 徹君） 小川委員、よろしいでしょうか。

○委員（小川貴史君） はい。

○委員（北園武広君） 2点ほど伺いたいんですけども、1点目が農業用機械の支援事業なんですけど、イグサ関係の支援に関しては50万円以下ということでの対応が可能かと思うんですけども、小規模農家で水稲作付だったりのところで水揚げポンプとかが冠水して使用ができ

ない、または新規に購入せないかんとか修理せないかんとかということで、かなりそういう50万円に満たない農家さんもかなり出てくるんじゃないかな。その辺の支援対策というのは今のところは考えていないのかということが1点と、1件当たりの申請の上限額・下限額というのものもあるのかないのかということも教えていただければと思います。

2点目が、先ほど友枝委員も言われましたけれども、肥料・農薬の処分関係の、まだ委託先は決まってないと思うんですけども、これは農業者のみの処分なのか、それとも業者さん等もかなり肥料・農薬等が浸水して処分が必要な方もおられるということで伺ってるんですけども、そういうのの取扱いというのもできるのかできないのかというのを教えていただければと思います。

○農業振興課長（野田良晴君） 先に2点目の肥料・農薬のほうの廃棄のほうからお答えさせていただきます。

一応これは市が行います災害ごみとして廃棄を行いますので、一般の農業者のみを対象としております。御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○農林水産政策課長（西村新吾君） まず、1点目の御質問の件ですけれども、今回の農業用機械・施設等復旧支援事業につきましては国の補助事業を活用させていただいておりますので、事業費が50万円以上ということで限定はされております。

やはり国庫事業の枠組みの中で事業を展開するというところになりますので、ここはもうこのラインで支援をしといていただくと、基準というところで設定させていただいているのは御理解いただければと思います。

ただ、イグサの機械につきましては事業費50万円未満も対象ということで、市の単独事業でやっているところでございますけれども、

これはもうイグサにつきましては、もうやはり唯一の産地であるということと、機械の関係でしたりとか高額な修繕費、製造中止とかいろいろな、本当複合的な危機的状況でございますので、今回、産地維持というところで特別に設定した限定的な措置というところで捉えていただければと思います。

もちろんほかの作物の機械について、本市としましてそこを軽く見ているところではございません。ただ、今回、イグサに対しては特別というところで極めて限定的な対応というところに基づいて対応しているところでございますので、今の現行のあくまでもこの現行のライン、50万円以下というところで対応させていただければなと思っております。

ただ、先ほども申し上げましたが、明日から要望調査の受付もございますので、そこでいろいろな御意見をいただくかと思っておりますので、今後、それを踏まえた上で、どれでできるか分かりませんが、その支援の可能性について検討等をしていければと思っておりますのでございます。

もう一つ、事業の上限と下限でございますが、明日から受付を行いますけれども、受付を行って県・国のほうに提出する中で、今、機械1個体に対してのその事業費が50万円なのか、全体的な事業としてまとめたときの50万円なのかということがまだはっきり明確にされていないところもございます。

うちとしては、もう全てにおいて50万円を超えるような形でまずは受け付けたいと思っておりますので、それを受けて、あとは県・国との判断で上限という部分が見えてくるかなと思っておりますので、今のところは、まず、その50万円というラインをまずは持って受付を開始して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（北園武広君） 今答弁いただいて、5

0万円トータルでということでの判断で県のほうに申請していくということで、ありがたい話だなというふうに思っています。やっぱりまとめてやらないと、特に小規模農家に関していけば50万円以上のというのはなかなか厳しいのかなと、ハードル高いんじゃないかなというふうに思ってますんで、そこの検討のほうはよろしくお願ひしたいなと思ひますし、イグサ機械の支援事業に関しては市の単独事業ということで、50万円以下も対応していただくということで、本当にありがたい話だなというふうに思ってますんで、ただ、やっぱり申請漏れとかもあるかと思ひますので、その辺のところの3回目の検討というのもよろしくお願ひしたいなと思ひます。意見も交えて。

○委員長(谷口 徹君) 意見でよろしいですね。

ほか質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 徹君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員(成松由紀夫君) 意見ですが、かなりイ業については、50万円も、上も下も含めて非常に手厚くスピード感を持ってやっていただいているなというところで、もうい業議連としても大変感謝してるところでもありますし、生産者の方も、喜んでおられるところではあります。

9割補助というのも大変ありがたい割合だなというのもありますし、先ほどハウスリースの9割とか機械とごっちゃになった話にはなっとったんですが、そこは9割補助のありがたいことに対して疑念を持たれるような必要はないので、イ業の部分は50万円未満でイ業機械はということでフォローしていただいて手厚いところなので、予算執行については、先ほど話があったように、交付決定を待たずにスピード感を持って対応していただくということと、あと、

トマト関係の機械であったり、先ほど山本委員からもありましたが、そういった支障が出てくるようなことがあれば、現在のような姿勢で臨んでいただければ大丈夫じゃないかなと思ひますので、その節はくれぐれもよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長(谷口 徹君) ほかに御意見ありませんか。

○委員(山本幸廣君) 早期営農再開支援事業の中で、トマト農家をもう現場に行かれた方々、たくさんあると思うんですけども、もうほとんど苗があのような状態、そしてまたいろんな育苗からですね、苗からもう本当浸水した中で、大変苦勞なされとる中でありますので、よろしかれば、その対応の中でぜひとも生の声をですね、生産者の声を皆さん方がまとめていただければなと思ひます。

このような支援事業の中で、本当に八代市は再開でけたんだと、すばらしい支援事業であったんだということをですね、みんなで認識できるような、そういうふうな復旧の事業の中で、私は今回、とても素早く担当の方々が対応していただいたということで、今回の補正についても、もう右手でない、両手挙げてやろうかなぐらいに考えておりますので、ぜひともよろしくお願ひしときます。

○委員長(谷口 徹君) ほかに御意見ございませんか。

○委員(北園武広君) これはちょっと要望のほうに近いかなと思つとですけども、今後、こういう支援事業等があつて、関係の機関または生産者とのいろんな要望とかも上がってくると思ひます。それをちょっと市議団等で、勉強会等を開催しながら執行部のほうに話を持てきたいなというふうに考えておりますので、もしくは勉強会の要望等がありましたら、御対応のほうよろしくお願ひしたいなというふうに思

います。

以上です。

○委員長（谷口 徹君） ほかに御意見ありませんか。

○委員（高山正夫君） いろいろ手厚い対策を取られて非常に感謝してるところなんですけども、いわゆる水かさが上がって、あと30センチ高いとこに置いとけば何もなかったということもあろうかと、そういった場所もあったと思うんですよ。例えば、今後の予防策で、軽微にですね、いろんなかさ上げ、全体的にやるのは経費もかかりますし、軽微に簡単なですね、いろんな方策とか、そういったアイデアがあれば、そういったのも農業者の方に補助した後に提案いただくとか、もう本当あと10センチ、20センチの話だっただろうと思います。その辺りよろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（谷口 徹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければこれより採決いたします。

議案第92号・令和7年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えをお願いします。

（執行部 入替え）

◎議案第77号・令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号

○委員長（谷口 徹君） 次に、議案第77号・令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） 皆様、おは

ようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道局の吉永です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、先日、議案として配付いたしておりました令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号の内容に誤りがございました。正誤表を配付させていただいております。

訂正箇所は10ページ、収益的支出の目の番号で、目2・原水及び浄水費を目1・原水及び浄水費に修正するものです。

御審議の際には、正誤表の内容に基づいて御確認くださいますようお願い申し上げます。

この度は誤りがあり、御迷惑をおかけしましたことおわび申し上げます。

それでは、議案第77号・令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（谷口 徹君） どうぞ。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） 八代市簡易水道事業会計補正予算書・第1号の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的支出におきまして、第1款・簡易水道事業費用、第1項の営業費用で146万5000円を増額し、補正後の額を1億8480万2000円とし、第1款・簡易水道事業費用、第2項の営業外費用で38万1000円を減額し、補正後の額を1100万1000円としております。

5ページをお願いいたします。

令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算実施計画でございますが、内容につきましては、後ほど10ページの予算の明細にて御説明いたします。

次の6ページから9ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。今回の補正予算の明細でございます。

収益的支出につきましては、款1・簡易水道事業費用、項1・営業費用、目1・原水及び浄水費、節区分の委託料におきまして283万8000円の補正をお願いするものです。

事業内容としましては、PFOS及びPFOAの水質検査業務委託でございます。経緯としまして、令和7年6月30日に環境省から水質基準に関する省令の一部を改正する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和8年4月1日からPFOS及びPFOAが水質基準に追加されることとなりました。簡易水道事業におきましては、おおむね3か月に1回以上の検査回数が基本となっておりますが、施行前に水質検査を実施し、その結果によりPFOS及びPFOAが検出されるおそれが少ない場合、検査回数を6か月に1回以上または1年に1回以上に軽減できる措置があることから、施行前である今年度中に水質検査を行うための費用を補正するものでございます。

本補正に伴い、歳出の調整を行うため、不用額が見込まれます。

款1・簡易水道事業費用、項1・営業費用、目5・資産減耗費、節区分・資産減耗費で137万3000円、款1・簡易水道事業費用、項2・営業外費用、目1・支払利息及び企業債取扱諸費、節区分・支払利息及び企業債取扱諸費で38万1000円を減額補正いたします。

以上で、令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（谷口 徹君） それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、これより

採決いたします。

議案第77号・令和7年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第80号・契約の締結について（林道鎌瀬支線災害復旧工事（R2 7月災2号・3号）

○委員長（谷口 徹君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第80号・林道鎌瀬支線災害復旧工事（R2 7月災2号・3号）に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○坂本支所災害復旧課長補佐兼第二災害復旧係長（灰本孝志君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）坂本支所災害復旧課の灰本でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第80号・林道鎌瀬支線災害復旧工事（R2 7月災2号・3号）の契約の締結について、まず、私のほうから工事概要について、その後、契約検査課の宮川課長より契約関係についての説明を行いますので、よろしく願いいたします。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（谷口 徹君） どうぞ。

○坂本支所災害復旧課長補佐兼第二災害復旧係長（灰本孝志君） 説明につきましては、右上に委員会資料、表題としまして契約の締結について、林道鎌瀬支線災害復旧工事、R2 7月災2号・3号に関する資料に基づき説明させていただきます。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。

まず初めに、工事概要について説明いたしま

す。番号、令和7年度復災林第3号、件名、林道鎌瀬支線災害復旧工事（R2 7月災2号・3号）、工事場所、八代市坂本町鎌瀬、契約の相手方、株式会社松中土建、契約の相手方住所、八代市松崎町429番地の2、契約金額1億7710万円、税込みでございます。契約予定工期、議決日より令和8年10月19日の予定としております。工事の目的、令和2年7月豪雨で被災した林道鎌瀬支線の災害復旧工事を実施することにより、林道交通の円滑化を図るとともに、林業従事者の安全確保を行うものです。

続きまして、工事概要、支線2号箇所、延長622メートル、ブロック積1501.7平方メートル、L型側溝245.5メートル、アスファルト舗装1746.6平方メートル、区画線1064メートル。

続きまして、支線3号箇所、延長174メートル、ブロック積88.1平方メートル、L型側溝21.9メートル、アスファルト舗装434.7平方メートル、区画線240メートルとなっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

こちらが位置図になります。上が広域図、下が詳細図となっております。坂本支所から直線距離で南に約4キロメートル付近に位置します鎌瀬川沿線が今回の工事箇所になります。

続きまして、5ページから7ページが鎌瀬支線2号箇所の平面図及び標準断面図になります。5ページの図面を見ていただくと、図面向かって左側が下流側となっており、右側へ向かうほど上流側へ上っていく絵となっております。5ページ、6ページが支線2号箇所の平面図となります。

続きまして、7ページが標準断面図ですが、現況のラインが黒線で描かれており、復旧計画のラインが赤線で描かれております。幅員3メートルの林道となっております。

続きまして、8ページからが被災状況の写真になります。先ほどの7ページの標準断面図は、ちょうど写真でいいますと16ページの写真の箇所の断面図となっております。なお、支線2号箇所における被災箇所は全部で6工区ありまして、写真を見ると分かりますように、令和2年度の豪雨災害により鎌瀬川が氾濫し、道路の路肩が崩壊した箇所や、中には道路の原型をとどめていないほど被災した箇所もございます。

続きまして、20ページからが今度は鎌瀬支線3号箇所の平面図となっております。21ページが標準断面図となり、22ページ目からが被災状況の写真となっております。

21ページの標準断面図は、ちょうど写真でいいますと25ページの被災箇所における断面図ということになります。なお、支線3号箇所においては被災箇所が3工区あり、こちらも鎌瀬川の氾濫により道路路肩及びのり面の崩壊、舗装の流出等の被害が発生したものでございます。

以上、工事関係の概要説明とさせていただきます。

○契約検査課長（宮川芳行君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）契約検査課、宮川でございます。

引き続き、私のほうから入札・契約の概要について説明させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、資料の27ページを御覧ください。

1番目の競争入札に関する事項でございますけれども、本案件につきましては、令和7年8月18日に制限付一般競争入札を実施する旨、公告をいたしております。本市におきましては、設計金額2500万円以上の建設工事につきましては一般競争入札を採用することといた

しております。

2番目の競争入札に参加する者に必要な資格でございますけれども、(1)の建設工事共同企業体でございますが、表の一番上でございます。共同企業体の構成員としまして2者又は3者としております。本市におきましては設計金額1億5000万円以上の土木一式工事につきましては、2者又は3者による建設工事共同企業体方式を採用しております。その3段階ほど下でございますけれども、格付等級又は経営事項審査の総合評定値でございます。代表構成員につきましては土木一式工事の格付がA級であること、構成員2及び3につきましては格付がA級またはB級であることといたしております。表の中ほどでございますけれども、営業所の所在地につきましては八代市内に営業所を有する者としております。その下、施工実績に関する事項でございますけれども、平成23年度以降、元請として県内で完成した公共工事の土木一式工事の施工実績があること、共同企業体の場合は出資比率が20%以上のものに限りとしております。配置予定技術者に関する事項でございますけれども、資格等としまして、土木一式工事に関し、建設業法に基づく主任技術者または監理技術者資格者証を有する者としております。

なお、本工事につきましては、当初、令和7年7月31日に建設工事共同企業体のみが参加できる資格要件を設定して一般競争入札に公告したところでございますけれども、応札者がなく不調となった案件でございます。これを再度入札に付するに当たりまして、(2)の単体有資格業者の資格要件を追加して公告したところでございます。本案件につきましては、早期の災害復旧が地域住民から求められていることと、また、林業従事者の安全確保を早期に図る観点で資格条件を若干緩和しまして、再入札を行ったところでございます。

(2)の単体有資格業者の欄を御覧ください。格付等級又は経営事項審査の総合評定値でございますけれども、土木一式工事の格付がA級であることとしております。なお、営業所所在地、施工実績、配置予定技術者に関する事項につきましては、先ほどの建設工事共同企業体と同じ資格要件としております。

最後に、3番目の開札及び結果の部分をご覧下さい。令和7年9月8日に開札をいたしましたところ、参加業者は表にあります1者のみの入札となっております。開札しました結果、税抜き1億6100万円ちょうどで株式会社松中土建様が落札されました。予定価格が1億6139万6000円でございますので、落札率は99.8%ございました。この入札価格に消費税を加算した1億7710万円で9月12日に仮契約を締結したところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(谷口 徹君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 徹君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 徹君) なければ、これより採決いたします。

議案第80号・林道鎌瀬支線災害復旧工事(R2 7月災2号・3号)に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(谷口 徹君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

入替えをお願いいたします。

(執行部 入替え)

◎議案第81号・契約の締結について(東陽スポーツセンター空調設備改修機械設備工事)

○委員長(谷口 徹君) 次に、議案第81号・東陽スポーツセンター空調設備改修機械設備工事に係る契約の締結についてを議題とし、説明を求めます。

○営繕課長(五十嵐誠君) 皆様、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 営繕課の五十嵐でございます。よろしくお願いたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長(谷口 徹君) どうぞ。

○営繕課長(五十嵐誠君) それでは、議案第81号・契約の締結について御説明いたします。工事内容の関係につきましては営繕課、私、五十嵐のほうから、その後、契約検査課、宮川課長から入札・契約関係についての説明を行いますので、よろしくお願いたします。

議案書は5ページになります。

説明につきましては、別資料、右上に委員会資料、令和7年10月20日、経済企業委員会と記載があります契約の締結について、東陽スポーツセンター空調設備改修機械設備工事に関する資料にて御説明させていただきます。

それでは、1の工事関係につきましては、資料の2ページをお願いいたします。

番号、令和7年度営工第24号、件名、東陽スポーツセンター空調設備改修機械設備工事、工事場所、八代市東陽町南1285、契約の相手方、川村工業・宮崎電設建設工事共同企業体、契約金額、1億5258万1000円、契約予定工期ですが、議決日から令和8年3月13日までを予定としております。工事の目的は、東陽スポーツセンターの老朽化した冷暖房設備、換気設備の改修及び増設を行うものでございま

す。

次に、工事の概要ですが、施設の概要といたしまして敷地面積が7290.09平米、建物の概要といたしまして鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建て地下1階建てとなっております。延べ床面積は2945.33平米、アリーナ面積が1496平米、2階観客席が434席となっております。

工事の概要といたしまして機械設備工事一式で、内容は冷暖房設備工事、換気設備工事、計装設備工事、消火設備工事、仮設工事、撤去工事でございます。また、その他といたしまして、本契約案件である機械設備工事とは別に電気設備工事を別途工事として別発注しております。

次に、資料3ページに位置図を添付しております。真ん中のピンク色で示されたところが東陽スポーツセンターとなっております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。4ページは1階平面図となります。

画面下側が東陽スポーツセンターのグラウンド側の南面側で、画面の左側が東陽コミュニティセンター側となります。1階では玄関ホール部分に赤の四角で示しておりますところに室内機3台を改修いたします。天井埋め込み型の室内機となります。また、左下赤枠内に改修する全体の冷暖房設備の台数を示しております。今回の工事にて更新及び移設する室内機の台数は、それぞれ49台と10台の計59台となります。あわせて、換気設備についても14台改修いたします。

次に、5ページをお願いいたします。2階の平面図となります。

1階と同様に赤で示した部分が空調機器の改修箇所となります。アリーナを囲むように2階の観客席上部に設置いたします。2階には56台設置いたします。

最後に6ページです。断面図となります。

両側の観覧席上部に赤で示しております部分

に天井埋め込み型室内機を設置いたします。参考に、右下に現況の観覧席付近の写真を添付しております。既存の天井懐内に空調ダクトを設置いたしまして、天井埋め込みの室内機から写真下段にあります観客席上部の円いダクトの部分から空気を送り出し、アリーナ全体を空調することとしております。

以上で、工事関係の概要とさせていただきます。

引き続き、入札・契約関係につきまして、契約検査課、宮川課長より説明いたします。

○契約検査課長（宮川芳行君） 契約検査課、宮川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、入札・契約の概要につきまして説明いたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

○委員長（谷口 徹君） どうぞ。

○契約検査課長（宮川芳行君） それでは、資料の7ページを御覧ください。

1番目の競争入札に関する事項でございますけれども、本案件につきましては、令和7年6月27日に制限付一般競争入札を行う旨、公告しております。本市におきましては2500万円以上の建設工事につきましては一般競争入札を採用することとしております。

2番目の競争入札に参加する者に必要な資格でございます。共同企業体の構成員としまして2者又は3者としております。本市におきましては、5000万円以上の設備工事につきましては建設工事共同企業体方式を採用しております。

その3段ほど下でございますけれども、格付等級又は経営事項審査の総合評定値でございます。代表構成員につきましては管工事の格付がA級であること、構成員2及び3につきましてはA級又はB級であることとしております。営

業所の所在地につきましては、八代市内に主たる営業所を有する者としております。

その下、施工実績でございますけれども、平成23年度以降、元請として県内で完成した公共工事の管工事の施工実績があること、共同企業体の場合は出資比率が20%以上のものに限ることとしております。

配置予定技術者に関する資格等でございますけれども、管工事に関し、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者資格者証を有する者としております。

最後に3番目の開札及び結果でございます。令和7年7月18日に開札しましたところ、御覧の3者が入札に参加されておまして、開札の結果、川村工業様を代表構成員とする川村工業・宮崎電設建設工事共同企業体が税抜き1億3871万円で落札されました。予定価格は1億4040万円でございますので、落札率は98.8%となります。この入札価格に消費税を加算した1億5258万1000円で7月30日に仮契約を締結したところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○委員長（谷口 徹君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（山本幸廣君） 先ほど来、説明があったんですけども、今回の機械設備工事と別途工事までの中で、もう完璧にこれ以降は設備投資できなくて、10年か20年ぐらいはもてるだろうなというふうな感覚で御理解してよろしいですかというふうに質問したかったんですけども、もう要は安全で仕事をするようによろしくお願いします。

○委員長（谷口 徹君） 意見でよろしいですかね。

○委員（山本幸廣君） よろしいです。

○委員長（谷口 徹君） ほかがございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、これより採決いたします。

議案第81号・東陽スポーツセンター空調設備改修機械設備工事に係る契約の締結については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

説明者の交代をお願いします。

（執行部 入替え）

◎議案第88号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正について

○委員長（谷口 徹君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第88号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○泉支所長（松本康祐君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）泉支所長の松本でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第88号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正につきまして、地域振興課長の岩田より御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○泉支所地域振興課長（岩田 剛君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）泉支所地域振興課の岩田でございます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議案書は31ページからになりますが、説明につきましては、右肩に泉支所地域振興課と記

載された議案第88号関係資料に基づき行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、1の改正理由でございます。平成7年4月1日に開設した五家荘草花資料館は、五家荘の文化及び自然にまつわる資料が展示されている観光施設でございますが、近年は来場者の減少など施設の利用価値が低下していました。そこで、この現状の立て直しの一環として、令和4年度から令和5年度にかけて民間事業者や市民が公共施設を一定期間実際に利用して事業を行うトライアル・サウンディングを実施したところでございます。その結果、この制度を利用した事業者より施設購入の意思が示されたことから、売却に向けた施設の利用用途廃止に伴い、条例に規定されております五家荘草花資料館に関する事項を削除する一部改正を行うものです。

次に、2、改正内容でございます。八代市五家荘観光施設条例、新旧対照表に記載のとおり、五家荘草花資料館に関する事項を削除するものでございます。

続きまして、3、施行日につきましては、公布の日といたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口 徹君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、以上で質疑を終了し、意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第88号・八代市五家荘観光施設条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

説明者の交代をお願いします。

（執行部 入替え）

◎議案第90号・フードワークスやつしろ条例の制定について

○委員長（谷口 徹君） 次に、議案第90号・フードワークスやつしろ条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）経済文化交流部、緒方でございます。

議案第90号・フードワークスやつしろ条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

○委員長（谷口 徹君） どうぞ。

○経済文化交流部次長（緒方 浩君） 議案書は35ページになります。

提案理由につきましては、先ほどの補正予算で御審議もいただきました、国の第2世代交付金を活用し、現在の市有施設、八代市東陽地域福祉保健センターを改修して、加工品の開発、製造を行うフードワークスやつしろを設置するに当たり、施設の設置及び管理に関しまして定める条例を制定するものでございます。

それでは、制定する条例の内容につきまして、議案書の36ページをお開きください。

まず、第1条の設置の目的につきまして、本条例は、加工食品の開発及び製造の場を整備し、地域の雇用の場を創出するとともに、地域の活性化に寄与するため、フードワークスやつしろを設置いたします。

第3条の事業につきましては、加工食品の開発及び製造に関すること、販路拡大に関すること、そのほか施設及び附属設備の利用に関する

こととして、これまでの東陽地域福祉保健センターと同様に、地域の方々が会議等で利用されていた貸館機能についても、引き続き、御利用いただけるように条例を整理しておるところでございます。

続きまして、第4条から第12条までの休館日や開館時間、利用や使用料に関する規定につきましても、これまで利用されていた地域の方々に引き続き御利用いただけるよう、東陽地域福祉保健センター時と同様の内容としておるところでございます。

続きまして、第13条から第15条までは指定管理に関する規定、第16条以降は原状回復の義務等、運営に関し必要な規定を定めているところでございます。

最後に、別表といたしまして使用料を記載しておりますが、こちら東陽地域福祉保健センターと同じ金額で設定し、区分といたしまして記載されている部屋の名称につきまして、新しい施設でも分かりやすい名称と変更をいたしているところでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（谷口 徹君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） 意見もないようですので、これより採決いたします。

議案第90号・フードワークスやつしろ条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手全員と認め、本

件は原案のとおり可決されました。

説明者の交代をお願いします。

(執行部 入替え)

◎議案第91号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について

○委員長(谷口 徹君) 次に、議案第91号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼水道局長(吉永哲也君) 水道局の吉永です。よろしくお願いします。

議案第91号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について、着座にて説明させていただきます。

○委員長(谷口 徹君) どうぞ。

○理事兼水道局長(吉永哲也君) 議案書は41、42ページでございます。また、議案書と別に配布しております資料、右肩に議案第91号関係資料と記載されているものを用いて説明させていただきます。

まず、1、改正の趣旨でございますが、水道法に基づいて定められております布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の一つとなっております土木施行管理に係る一級技術検定に合格した者に係る根拠規定である建設業法施行令について、引用元の法律条文に繰り下がりでの改正が行われたため、該当条文を引用している本条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、改正の内容を説明させていただきます。八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例において、建設業法施行令の条文を引用している条項について、第34条第1項を第37条第1項に改めます。

最後に、施行期日につきましては公布の日からの施行としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろ

しくお願いします。

○委員長(谷口 徹君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 徹君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 徹君) ないようですので、これより採決をいたします。

議案第91号・八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(谷口 徹君) 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号・令和6年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長(谷口 徹君) 次に、決算議案の審査に入ります。

議案第72号・令和6年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼水道局長(吉永哲也君) 引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第72号・令和6年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、着座にて説明させていただきます。

○委員長(谷口 徹君) どうぞ。

○理事兼水道局長(吉永哲也君) 令和6年度八代市水道事業会計決算書をお願いします。

初めに、事業報告書でございますが、20ページをお願いします。

経営指標に関する事項でございますが、5つの経営指標のうち、経営の健全化を示す経常収

支比率、料金回収率ともに、修繕費や動力費等費用の増加により前年度から減少しておりますが、健全経営の水準とされる100%を大きく上回っており、良好な経営状況といえます。

22ページをお願いします。

200万円以上の建設改良工事の概況を掲載しております。

24ページをお願いします。

給水人口や有収率など業務量を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

ページを戻りまして、3ページから6ページが決算報告書でございます。決算の内容につきましては、前年度との比較をしております別紙関係資料①で説明させていただきます。なお、収益的収支につきましては、損益計算書に合わせまして消費税抜きの数値で作成しております。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益5億2343万3000円のうち、目1・給水収益は5億1866万円でございます。

目2・受託工事収益236万4000円は給水工事収益及び消火栓の修繕工事収益で、目3・その他の営業収益240万9000円は督促手数料などの手数料収入でございます。

次に、項2・営業外収益2926万5000円のうち、目1・受取利息は6000円、目2・他会計補助金51万2000円は企業職員3名分の児童手当に係る一般会計補助金でございます。

目3・長期前受金戻入は2325万1000円、目4・雑収益549万6000円は主に量水器取替評価差額でございます。

次の、項3・特別利益の目2・過年度損益修正益2000円を含めました収入の合計は5億5270万円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は4億4889万8000円で、内訳といたしまして、目1・原水及び浄水費8880

万3000円は水源地関係の費用でございます。

目2・配水及び給水費8327万9000円は配水管や給水施設に係る費用で、目3・受託工事費1611万2000円は新規給水工事の管理及び既設給配水管切替工事等の受託に要する費用でございます。

目4・総係費9515万7000円は料金徴収など一般業務関係の費用でございます。

目5・減価償却費は1億6312万4000円、目6・資産減耗費は242万3000円でございます。

次に、項2・営業外費用1208万3000円は主に企業債に係る支払利息でございます。

次の、項3・特別損失23万3000円は過年度分の調定減などによる過年度損益修正損でございます。

以上、支出合計は4億6121万4000円で、資料右下の欄になりますが、収益的収支は9148万6000円の当年度純利益が生じました。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1・企業債につきましては借入れはございませんでした。

項2・工事負担金1558万円で、内訳といたしまして、目1・他会計負担金193万4000円は消火栓設置に係る一般会計負担金でございます。

目3・その他工事負担金1364万6000円は下水道工事に伴う水道管移設補償金でございます。

以上、収入合計は1558万円となっております。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費1億2389万3000円で、内訳といたしまして、目1・原水設備改良費775万7000円は主に松江城水源地取水ポンプ用ケーブルの取換工事でございます。

目2・配水設備拡張費4472万6000円

は給水区域内に新たに配水管を拡張するもので、公共下水道工事と同時施工等により、八千把、太田郷、郡築、宮地地区の配水管未整備区域へ813メートル布設しております。

目3・配水設備改良費6763万4000円は太田郷、宮地地区の老朽管351mの布設替え工事を施工しております。

目4・営業設備費377万6000円は公用車や量水器の購入に要した経費でございます。なお、工事箇所につきましては、関係資料②に記載しておりますので御確認ください。

また、建設改良費のうち2億2402万9000円を年度内に完了できず、次年度へ繰り越しております。主な事業内容は、日奈久配水池送配水管布設工事及び場内整備工事などがございます。

次に、項2・企業債償還金は7183万3000円でございます。

以上、支出合計は1億9572万6000円となり、下の欄でございますが、資本的収支の不足額1億8014万6000円については減債積立金取り崩し額などで補填しております。

決算書にお戻りください。

11ページが剰余金計算書でございます。

利益剰余金のうち未処分利益剰余金ですが、当年度変動額として、積立金の取崩し額1億2118万1474円と当年度純利益9148万6621円を合わせました2億1266万8095円が当年度末残高となります。

12ページは剰余金処分計算書でございます。

これは、本議案の議決事項である利益の処分でございます。当年度未処分利益剰余金2億1266万8095円のうち、6908万4851円を減債積立金に、2240万1770円を建設改良積立金に積み立て、減債積立金及び建設改良積立金の取崩し額の計1億2118万1474円を資本金へ組み入れることを議決いただくものです。

今後も、水道未普及地域の解消を目指し、拡張事業も継続してまいります。安心・安全な水を継続して提供していくためにも、老朽化した施設の更新や管路の耐震対策にも積極的に取り組んでまいります。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。

○委員長（谷口 徹君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、これより採決いたします。

議案第72号・令和6年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

◎議案第73号・令和6年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について

○委員長（谷口 徹君） 次に、議案第73号・令和6年度八代市簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） 引き続き、お世話になります。

議案第73号・令和6年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について、着座にて説明させていただきます。

令和6年度八代市簡易水道事業会計決算書を申し上げます。

初めに、事業報告書でございますが、20ページをお願いします。

経営指標に関する事項でございますが、経営指標のうち、経営の健全化を示す経常収支比率は前年度比0.14ポイント減の100.14%で、健全経営の水準とされる100%を上回っております。料金水準の妥当性を示す料金回収率については1.83ポイント増の40.31%となっておりますが、健全経営の水準とされる100%を大きく下回っており、低い水準でございます。

21ページをお願いします。

200万円以上の建設改良工事の概況を掲載しております。

22ページをお願いします。

給水人口や有収率など業務量を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

ページを戻りまして、3ページから6ページが決算報告書でございます。

決算の内容につきましては、別紙、議案第73号関係資料①で説明させていただきます。収益的収支につきましては、損益計算書に合わせまして消費税抜きの数値で作成しております。

まず、収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益5549万1000円のうち、目1・給水収益は5531万円、目2・受託工事収益は1万2000円でございます。

目3・その他の営業収益16万9000円は督促などの手数料収入でございます。

次に、項2・営業外収益1億3336万円のうち、目2・他会計補助金8195万3000円ですが、職員の人件費や企業債の利子償還金に対する一般会計繰入金でございます。

目3・長期前受金戻入は5139万1000円、目4・雑収益は1万6000円でございます。

以上、収入合計は1億8885万1000円となっております。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用1億7792万円のうち、目1・原水及び浄水費3313万円は水源関係の施設に要する費用で、目2・配水及び給水費321万円は配水及び給水施設に係る費用、目3・総係費3545万4000円は料金徴収関係の費用でございます。

目4・減価償却費は9807万5000円、目5・資産減耗費は805万1000円でございます。

次に、項2・営業外費用1067万1000円は主に企業債に係る支払利息でございます。

以上、支出合計1億8859万1000円となり、資料右下の欄になりますが、収益的収支は26万円の純利益が生じました。

次に、資本的収支の収入でございますが、項1・企業債440万円、項2・工事負担金967万8000円は、主に坂本町坂本地区及び中津道地区における導・配水管移設工事に対する企業債の借入れ及び移設補償金でございます。

次に、項3・補助金5124万7000円は企業債の元金償還金などに係る一般会計繰入金でございます。

以上、収入合計6532万5000円でございます。

次に、資本的支出の項1・建設改良費1409万3000円ですが、目1・原水設備改良費101万7000円は坂本地区の導水管移設工事に係る工事費でございます。

目2・配水設備改良費1388万6000円は、坂本地区、中津道地区の配水管移設工事や坂本橋の復旧に伴う配水管移設工事に係る工事費でございます。また、令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域の宅地かさ上げ工事に伴う配水管等の移設に係る設計委託及び一部工事に着工しておりますが、年度内に完了できず、6282万7000円を次年度へ繰り越しております。

次に、項2・企業債償還金は1億84万5000円でございます。

以上、支出合計は1億1574万8000円となり、資料の右下に記載しておりますが、資本的収支の不足額5042万3000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

決算書にお戻りください。

11ページをお願いします。剰余金計算書でございます。

剰余金のうち利益剰余金ですが、繰越欠損金3024万934円に当年度の純利益26万830円を加えました2998万104円が当年度の未処理欠損金残高となります。

12ページは欠損金処理計算書でございます。議会の議決による処分額がございませんので、当年度末残高がそのまま処分後残高となります。

簡易水道事業は施設規模も小さく、給水人口も少ないことから、効率的な事業運営が難しいことに加え、過疎化による人口減少や豪雨災害後の給水人口の減少により料金収入は大幅に低下しており、一般会計からの繰入金により経営を維持している状況にあります。

今後は、球磨川流域の宅地かさ上げに伴う水道管移設工事を計画的に進める必要があることから、料金の適正化や財源の確保等により収入の確保を図るとともに、隣接する簡易水道施設の統合や集約化などにより将来的な更新費用や維持管理費を抑制し、欠損金の解消と経営の効率化・健全化に努めます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いします。

○委員長（谷口 徹君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（山本幸廣君） 22ページなんですが、給水の実績、減の67戸、204人ということなんですけども、この67戸の減の、個人住宅

なのか、それともアパートなのか、その減になった理由というのはどういう理由なんですかね。ちょっとお聞かせください。

○理事兼水道局長（吉永哲也君） 今、説明でも申しましたが、令和2年7月豪雨災害からなかなかまだ復旧がなされていないということで、そこで一旦がっとう人口が減りました。その後、徐々に戻ってこられる方もいらっしゃるんですが、どうしても今度は逆に、それが理由じゃなくて外に出て行かれる方もおられたり、例えば、1人で暮らされてる方がもうお亡くなりになられて給水が止まったとか、そういう理由が主な理由になってきております。

それで、なかなか元の豪雨災害前にまでいかどうかというのはちょっと分かりませんが、年々、若干右肩下がりで戸数・人口あたりは減ってくるものと見込んでおるところでございます。

○委員（山本幸廣君） 結構です。

○委員長（谷口 徹君） よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） なければ、これより採決いたします。

議案第73号・令和6年度八代市簡易水道事業会計決算の認定については、認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手全員と認め、本案は認定することに決しました。

執行部の方は退席をお願いします。

（執行部 退室）

○陳情第10号・八代市食肉センター跡地にお

ける「資料展示館（仮称）」の建設について

○委員長（谷口 徹君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第10号・八代市食肉センター跡地における「資料展示館（仮称）」の建設についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため書記に朗読をしていただきます。

（書記、朗読）

○委員長（谷口 徹君） 本陳情についての御意見等はありませんか。

○委員（成松由紀夫君） もう食肉センターの跡地の資料展示館建設はもう以前からいろんな場面で出てきてる中で、きちっと対応されてるというか、議論は尽くされてると思います。

食肉センターの跡地については、宮地のまち協のほうで、その跡地利用についてはもう任せである話なので、そこにまた予算をかけて、資料展示館というのはいかがなもんかというか、もうすぐわかない話なので、審議未了でお願いしたいと思います。

○委員長（谷口 徹君） 成松委員から審議未了という意見が出ましたが、ほかにはありませんか。

○委員（山本幸廣君） 審議未了という言葉が出ましたが、今の請願・陳情の文書表をですね、目を通してみますと、私も経済企業に初めて来たもんですから、内容はこの要旨の中できちっと説明をされておられるわけでありまして、個人的にはぴんと、はい、審議未了ですということとはなかなか言えないような状況で、今、おるわけでありまして、陳情者の方々を含めてですけども、担当部も大変苦勞なされて、当時の市長あたりもこれをなされてきたというこの経緯というのはこの要旨の中で、今、審議未了の言葉が出ましたので、理解と言ってはいけま

せんけども、そういうのがあったんだなということを感じているわけでありまして、本委員としてはもう少し様子を見る必要があるんじゃないかというようなことで継続審査を申し出たいと思います。

○委員長（谷口 徹君） 山本委員は継続審査ということで、ほかの委員の方は御意見ありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 以前も継続だったり何だったりというのはあっても、結果的に審議未了ですね、この選挙前、改選前も出てきたときも審議未了になってますよね。

前市長と私たちは建設に向け協議を重ねてきたという、建設に向けという話は一切担当課でもない話ですし、これをまた継続したらしたで宮地地域の方が困られるんじゃないですかね。まち協の方々からもる、私はもう以前からこれは人権オンブズパーソンの件からですよ、人が亡くなるような事態まで発展している中で、いろんなものを見てきてますが、ここに資料展示館なるものを宮地地域の方々がまず歓迎されてないという中で、これをまた継続して引っ張るといかなもんかなというように思いますけどね。継続したらしたでまたいろいろな団体も動き出すでしょうし、担当課はもっと困る話と、あと、宮地地域のまち協の方々がどういう反応を示されるのかなというのを懸念してます。

○委員（山本幸廣君） 成松委員が言われるのも理解をするわけでありまして、私も初めて委員会に来てからこの問題に直面して、今の要旨等を見る中で、そういう問題があつとるといふのを、一旦、また、我々は執行部からも聞きたいという気持ちになるわけですね。本委員としてはですよ。そういう気持ちになるというのが私の考えですので。それは執行部を呼んでよか、執行部を呼んでもよかし。

○委員長（谷口 徹君） 執行部を呼んで事情のほうを。（委員山本幸廣君「事情を聴きまし

よう」と呼ぶ)

ただいま本件に関して執行部に説明を求めるとの意見が出ました。

本件について執行部から説明を求めることについて御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口 徹君) 御異議なしと認め、執行部に説明を求めるとします。

執行部が入室するとともに、個人情報の観点から小会したいと思います。

(午前11時59分 小会)

(午後0時01分 本会)

○委員長(谷口 徹君) 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を求めます。

○農業振興課長(野田良晴君) 農業振興課の野田です。よろしくお願いいたします。

本件に係る執行部の対応について御説明させていただきます。

失礼ながら着座にて説明させていただきます。

食肉センター跡地の利活用につきましては、都市計画道路西片西宮線の整備状況を見ながら、庁内の食肉センター跡地利活用検討連絡会議において意見を取りまとめるとともに、地元住民やまちづくり協議会みやじの方々や相談しながら地元の意見を取りまとめ、検討を行うこととしております。

本陳情は平成29年度、令和元年度並びに昨年度の令和7年3月定例会にも提出されておりますけれども、その審議の際にも同様の説明をさせていただいているところでございます。このたび4度目の陳情が提出されたところでございますけれども、現在もこの方針は変わっておりません。

なお、食肉センター跡地利活用連絡調整会議は平成30年度から昨年度まで全部で5回開催をしておりますが、西片西宮線の食肉センター跡地がかかる区間が未着工であったことから、

これまでは進捗状況その他の情報共有を主に行ってきたところでございます。

現在、西片西宮線は食肉センター跡地内の工事を行っているところでございまして、全線開通が令和10年度に予定していると聞いております。平成30年3月15日の経済企業委員会においては、住民への説明と、いつどのような形で行うかというのはまだ考えていないとお答えしておりますけれども、西片西宮線の開通の時期が見えてまいりましたので、執行部としては来年度以降、地元の意見を伺い、跡地の利活用を検討したいと考えております。

以上でございます。

○委員長(谷口 徹君) 執行部の説明の前に、意見として審議未了、継続審査という意見がありました。ほかに意見は、執行部の意見を聞いて、意見はありませんか。

○委員(成松由紀夫君) 今、執行部が説明したとおりなんです。経過は、西片西宮線が開通する、大きな通りになるということになったときに、宮地の地元の方々のまずは意見を最優先すべきだというのが以前からの見解であって、また、そういったところにウエルカムであるような施設であればですよ、今までいろんな経緯とか背景とかなくて、地元が逆にそういうシンボリックな西片西宮線沿いに市のこういった施設をとということであれば話は別なんですけれども、やはり多少アレルギーが、多少じゃなくてかなりあるような昔からのいろんな流れもあるので、やはり地元の意見を最優先するというものでいけばもう審議未了で、今までそういう経緯があるので、いかがかなという意味で言ってるんですけれども。

やっぱ西片西宮線が令和10年度開通ということになると、まさに地元でも、多分、いろんな跡地利用については活発な意見も出ようかと思っておりますので、やはり地元ありきで進められたほうがいいかと思っております。またこれで委員会で

いろいろこれを取り上げて、波紋をかえって呼ぶような、地元の意見がないがしろになるような材料になるのもいかなもんかなと思いますので、審議未了です。

○委員（山本幸廣君） 私が執行部呼んだんですよ。はっきり言ってから。

今、執行部のほうから説明があった中で、語尾のところで、今、成松委員も言われたように、西片西宮線が開通後に地域住民、宮地のまちづくり協議会等々と、まち協かな、等々と意見を交わしながらという語尾の中での前回はそういう説明をしたということで、ちょっと語尾のところをもう一回よかね。今回も同じ答えをしとってということでやけんでから。語尾のところをちょっと。

○農業振興課長（野田良晴君） 語尾のところ。4回目の、今回、陳情が出されたところですが、現在もこの方針は変わっておりませんということですかね。

○委員（山本幸廣君） いや、開通後に地域の方々。そういう記憶はあったんだけどな、俺。

○農業振興課長（野田良晴君） 食肉センター跡地の利活用につきましては、整備状況を見ながら意見を取りまとめるとともに、地元住民やまちづくり協議会みやじの方々と相談しながら、地元の意見を取りまとめて検討を行うこととしているところです。

最後ですね、開通の時期は見えてまいりましたので、もう再来年度というところも見えてまいりましたので、開通前に何うのか、開通後に何うのかということも含めて、もう一度そこは検討したいと。ただ、もうそろそろ地元住民の意見を聞くことを検討していかないといけないというふうに考えているところです。

○委員（山本幸廣君） 今の語尾のところが一番大事でな。我々は、委員会としてはどうするかということで、付託をされたのは、陳情については審議していかないかと。それについて

も今出ているような審議未了なり継続なりというのは我々の役目であって、中身についてはやっぱ詳細に要旨の中で検討を審議する必要があるというのを忘れちゃいけないと思うんですよ。

過去はいろいろあったかもしれない。現実はどうなのかということは、執行部が言われたような、そういうふうに通後に住民の意見を取りまとめるということになればですね、そこで変わってくるところがあるわけですね。

私はこれを賛成とか云々じゃないんですよ。はっきり言ってから。賛成をするというのはやっぱり地域住民の方々から意見を聞かれたということもですね、私もいろんな方から聞いておりますけども、本当に必要なのかということも執行部がやっぱしきちとした方向性というのを見いだしてもらわなければですね。

我々議会としてはやはり、この要旨を見る以上はですね、ああ、なるほどなというところもあるんですよ。だから、我々は質疑の中でなかなか難しい判断を我々議会としても出さないかんと状況になるわけですので、そこら辺りについては、執行部としてもその方針はある程度ですね、一日も早く私はその方向性を示してほしいと。

方向性を示してずっとおられたから審議未了になったわけでしょう。だから、今回についても、語尾についたのがはっきり言ってから西片西宮線が開通後にまた意見を地域住民からということですので、継続でもこれはしてもいいのかなという気持ちになるわけですよ。我々委員としては、けれども、やっぱし3回も審議未了してきた中には理由はたくさんあると思うわけね。

その理由として、やはり執行部としても方向性を見いだしてほしいというのは、今の方向性でまとめるならば、これはまた継続せないかなってなるわけですから、やっぱしそこら辺りの方向性は今回についてはきちとした方向

性を示してほしい。地域住民からもこういうことですからと、執行部としてはこういうことですということとはきちっと私は方向性を示してほしいなというのが私の考えなんですけどもですね。そういうことで御理解をしたいと思います。
○委員長（谷口 徹君） ほかに御意見ありませんか。

○委員（高山正夫君） 先ほど成松委員のほうからもまち協の関連でということであったんですけど、私ももうこの審議に当たって、一応周辺地域の住民の方の御意見をちょっとリサーチしてみたんですが、実際、知らない人も多いと。一部の人でされてるんじゃないですかという意見もありました。署名とかも集められてるやに聞きますが、そういうのもどちらのほうに署名されてるのかも分からないし、地域住民としては要望の内容というかですね、食肉センター跡の資料館ということで、これについては私のほうでは一切前向きな意見は聞いてはおりません。宮地ね、実際、校区長辺りも話はしてないみたいですね、厳しいかなというふうに私は判断しております。

○委員長（谷口 徹君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） 継続審査を求める意見、審議未了を求める意見、両方あります。

まずは、継続審査についてお諮りさせていただきたいと思います。

採決は挙手により行いますけども、挙手しない者は反対とみなさせていただきます。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手少数と認め、本件は継続審査しないことと決しました。

それでは、審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手により行い、挙手しない者は反対とみなします。

それでは、本陳情については閉会中継続審査の申出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（谷口 徹君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

執行部の方は退室をお願いいたします。

（執行部 退室）

○委員長（谷口 徹君） 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長（谷口 徹君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して1件の発言の申出がっておりますので、これを許します。

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
（食肉センター跡地抵当権設定登記抹消登記手続請求事件について）

○委員長（谷口 徹君） それでは、食肉センター跡地抵当権設定登記抹消登記手続請求事件について、説明をお願いします。

○農業振興課長（野田良晴君） 農業振興課、

野田でございます。連続となりますがよろしく
お願いいたします。

それでは、食肉センター跡地抵当権設定登記
抹消登記手続請求事件について、着座にて説明
をさせていただきます。

○委員長（谷口 徹君） どうぞ。

○農業振興課長（野田良晴君） 事前にお配り
しておりますファイルの準備はよろしいでしょ
うか。

本件は、当課で管理しております西宮町の食
肉センター跡地の一部で抵当権が登記されたま
まになっていたことが判明したことから、抵当
権を抹消するために、令和4年9月定例会及び
令和6年3月定例会において、訴えの提起につ
いてを可決いただいた案件について、今回、2
回の裁判が終了し、抵当権抹消登記が完了しま
したことの報告となります。

それでは、2ページを御覧ください。

こちらは本件の提起に至るまでの経緯等を説
明したもので、令和4年9月及び令和6年3月
定例会の本委員会にお示ししたものと同じもの
になります。今回、改選がありましたので改めて
御説明させていただきます。

本件の土地は、当課で管理しております西宮
町の食肉センター跡地1万3828平米の一部、
538平米でございます。令和2年度に地籍
調査事業が実施された際に抵当権が登記された
ままになっていることが判明したものです。

抵当権設定登記は大正8年1月24日に、当
時の所有者である個人と抵当権者である個人と
の間で設定されたもので、その後、大正11年
に抵当権が登記されたまま個人間の売買が行わ
れ、所有権が移転されました。さらに、昭和8
年に当時の宮地村が売買により所有者となり、
昭和30年の宮地村と八代市の合併により、八
代市が所有権を承継し、現在の所有者となって
おります。なお、現在は抵当権者の相続人が3
9名いらっしゃいます。債権額は150円でご

ざいます。

本来、抵当権の登記は宮地村に所有権が移転
された時点で抹消されているべきものであった
ことから、令和4年度より抵当権の抹消登記の
手続を行ってまいりました。

手続の手法としましては民事訴訟としており、
司法書士に訴訟業務を委託し実施しております。
訴訟費用につきましては、抵当権の相続人には
原因がないことから、八代市が負担をしてお
ります。

続きまして、3ページを御覧ください。

まず、上段の訴訟の概要（第1回目）でござ
います。事件名は令和5年（ハ）第5号抵当権
設定登記抹消登記手続請求事件、原告は八代市、
被告は抵当権者の相続人39名のうち38名と
なっております。

資料右側に記載しておりますが、当初、相続
人39名全員を被告とし、訴訟を提起いたしま
したが、そのうち1名に訴状が送達されなかつ
たため、この1名の訴訟を一旦取り下げ、訴状
を受け取ったほかの38名について裁判を行っ
ております。送達できなかった理由でございま
すが、当該人物が住民票を日本に置いたまま海
外に居住されており、訴状の受け取りができな
かったためでございます。

本訴訟は令和5年7月に判決が確定しました。
判決の内容は、被告らは抵当権設定登記の抹消
登記手続をせよと、本市の請求が認められてお
ります。

次に、下段左側、訴訟の概要（第2回目）に
ついて御説明させていただきます。

先ほど説明しました裁判の取下げを行った1
名につきまして、国外での居住地の確認ができ
たため、改めて訴訟を行っております。事件名
は令和6年（ハ）第41号抵当権設定登記抹消
登記手続請求事件、原告は八代市、被告は抵当
権者の相続人1名となっております。

2回目については令和7年3月に判決が確定

いたしました。判決の内容は1回目と同様に被告らは抵当権設定登記の抹消登記手続をせよと、本市の請求が認められております。

判決を受けまして、抵当権設定登記抹消登記を行うのですが、抵当権の設定から100年以上が経過しており、抵当権者の子孫である被告39名に費用の負担と登記を求めるのは困難と考え、判決をもって市による抹消登記を行い、本年6月3日に完了いたしました。

説明は以上でございます。

○委員長（谷口 徹君） 本件について、何か質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） ないようですので、以上で食肉センター跡地抵当権設定登記抹消登記手続請求事件についてを終了いたします。

そのほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、本委員会の管外行政視察について協議をいたします。

当委員会の管外行政視察につきましては、ほかの常任委員会、それと高山委員、議長の日程等を調整した場合、令和8年1月19日から20日の2日間で実施したいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） ちょっと待って。1

月の。

○委員長（谷口 徹君） 19、20です。

19、20で実施したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口 徹君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、予算の都合上、関西よりも九州寄りのほうが対象地となります。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして経済企業委員会を散会いたします。

（午後0時21分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年10月20日

経済企業委員会

委員長